

新	旧
<p data-bbox="103 229 331 260">高契・公告第1号</p> <p data-bbox="394 279 833 309">公 告</p> <p data-bbox="103 327 1093 549">高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等および入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p data-bbox="159 566 439 596">平成22年4月12日</p>	<p data-bbox="1146 229 1375 260">高契・公告第1号</p> <p data-bbox="1438 279 1877 309">公 告</p> <p data-bbox="1146 327 2136 549">高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等および入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p data-bbox="1202 566 1482 596">平成22年4月12日</p> <p data-bbox="1229 614 2136 692">改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 710 2136 788">改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 805 2136 884">改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 901 2136 979">改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕（同年8月1日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 997 2136 1075">改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 1093 2136 1225">改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕（同年6月1日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 1243 2136 1321">改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 1339 2136 1417">改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕（同年6月1日以降公表分について適用）</p>

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕（同日以降公表分
について適用）

1～9 （略）

10 入札保証金の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 納付を要するか、免除するかを明示する。

(2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5（平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、100分の8。14(3)において同じ。）に相当する金額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

14 入札書等の提出の項目における用語の意義および入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1)・(2) （略）

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100（平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、108分の100）に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(4)～(13) （略）

高松市長 大西秀人

1～9 （略）

10 入札保証金の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 納付を要するか、免除するかを明示する。

(2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5 _____
_____に相当する金額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

14 入札書等の提出の項目における用語の意義および入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1)・(2) （略）

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100 _____
_____に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(4)～(13) （略）

15～23 (略)

別表第1および別表第2 (略)

15～23 (略)

別表第1および別表第2 (略)